

太陽光発電事業協議解説

可 見 市

R5.4.1～

ここでは、「**可見市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例**」による申請前協議及び設備設置協議等の行い方、進め方について記述してあります。条例の他に規則及び要綱を盛り込んでまとめてありますので、必要に応じてそれぞれの内容を確認して下さい。

【経緯】

太陽光発電は、地球温暖化防止対策の観点から推進されるべきものですが、その設置や管理などについて様々な課題があったことから、可見市ではその課題を解消するため「**可見市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例**」を制定し、令和2年12月22日に施行されました。

【目的】

この条例によって、太陽光発電事業が地域と調和して行われ、市民の生命、財産を守り、安全で安心して生活することができる環境及び豊かな自然環境の保全を進めていきます。

つきましては、条例に基づき、事業計画を立てて頂くとともに、申請前協議、設備設置協議が必要な事業はもとより、協議の対象とならない事業についても、条例の主旨をご理解頂き、安全で安心して生活することができる環境及び豊かな自然環境の保全を進めて頂きますようお願い申し上げます。

【効果】

- 事業者から事業内容について周辺関係者への事前の周知が行われるようになります。
- 市との協議によって、立地や生活環境、自然環境、景観などに配慮された事業になります。
- 事業終了後に発電設備の撤去や跡地管理が適切に行われるようになります。
- 市が施工や維持管理などについて指導ができるようになります。
- 国に不適切事業者の指導を求めることができるようになります。 など

【対象事業】

- (1) 発電出力が **20kw 以上** となる事業（建築物の屋根などに設置するものを除く。）
- (2) 同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、一団又は隣接する土地において同時期又は **3 年以内** に太陽光発電設備を設置した場合は、その **合計出力が 20kw 以上** となる事業

※ 国の固定価格買取制度（FIT 制度）、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP 制度）を利用せずに発電事業を行う場合も対象となります。

以下「FIT 制度、FIP 制度を買取制度という。」

手続きについて

- 市との協議は、申請前協議と設備設置協議があります。
- 協議の他に、周辺関係者への周知、協定締結、設置後の対応があります。
- 開発事業区域の面積が実測で 3,000 m²以上の場合は、可児市市民参画と協働のまちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）に基づく、開発基準協議も合わせて必要になります。
- 事業区域の面積が1 ha 以上の場合は、設備設置協議の前に環境影響調査が必要になります。

上記協議等は、事業の状況によって異なります。事業の状況によって対象となる協議等は下記の通りです。

No.	事業の状況	申請前協議	周辺関係者への周知	設備設置協議	協定締結	設置後の対応 (全事業者が対象)
1	<u>令和2年12月22日以降</u> に新たに事業を計画する場合	<u>買取制度の申請前</u> に市と協議が必要 ※買取制度を利用する場合のみ	<u>設備設置協議前</u> に周知が必要	<u>着工前</u> に市と協議が必要	<u>着工前</u> に市と協定締結が必要	
2	<u>買取制度を申請済み</u> で着工していない場合	対象外	<u>設置工事前に</u> 周知を行うよう努める	<u>着工前</u> に市と協議を行うよう努める	<u>着工前</u> に市と協定締結を行うよう努める	
3	<u>買取制度を利用しない</u> 場合	対象外	<u>設置工事前に</u> 周知が必要	<u>着工前</u> に市と協議が必要	<u>着工前</u> に市と協定締結が必要	
4	<u>発電設備が着工済み</u> の場合 ※発電中も含む	対象外	対象外	対象外	対象外	

申請前協議（No. 1 に該当し買取制度を利用する場合）

太陽光発電事業の計画区域、太陽光発電設備の技術基準を審査します。

事業区域に抑制区域（急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、河川区域、農用地区域「営農型は除く」、保安林）が含まれる場合は、事業区域の見直しや防災対策の検討を求めます。

買取制度を申請する日の 30 日前までに下記の提出書類を **1 部**提出してください。

<提出書類> 提出先：建築指導課

- ①太陽光発電事業申請前協議申請書（様式第 1 号）
- ②位置図（周辺状況から位置の分かるもの。）
- ③設置場所の平面図
- ④パネル配置図
- ⑤架台の概要図

後日、太陽光発電事業申請前協議確認書（様式第 2 号）を交付します。

周辺関係者への周知（No. 1、2、3 に該当する場合）

事業者は、周辺関係者に事業内容について、説明会や文書配布等を行い周知してください。

説明は、事業者の責任において、広く周辺関係者の事業内容を周知してください。

また、周知結果及び意見を設備設置協議の際に市へ報告してください。

設備設置協議の前に周辺関係者に周知を行ってください。

【周辺関係者とは】

- ・事業区域に隣接する土地の所有者や賃貸者、管理者
- ・隣接土地にある建築物の所有者や居住者
- ・隣接土地で事業を行う者
- ・事業区域に係る自治会
- ・排水先の水利権者 など

※ 太陽光発電事業の内容について、周辺関係者の理解が得られるよう努めてください。

環境影響調査（No. 1、3 に該当し事業区域面積が 1 ha 以上の場合）

事業者は、事業区域面積が 1 ha 以上の場合は、太陽光設備の周辺の生活環境、自然環境及び景観への影響を調査してください。

設備設置協議の前に計画書を 1 部提出してください。

調査後に調査結果を 1 部提出してください。

<提出書類> 提出先：建築指導課

- ①太陽光発電事業環境影響調査計画書（様式第 4 号）
- ②太陽光発電事業環境影響調査報告書（様式第 5 号）

設備設置協議 (No. 1、2、3に該当する場合)

技術基準や各種ガイドラインなどの適合状況、周辺関係者への周知や理解が得られた事業計画になっているかを審査します。

下記の提出書類を **8部**提出してください。(正本：1部、副本：7部)

※ まちづくり条例に基づく、開発基準協議に該当する場合

開発基準協議を申請する際に下記の提出書類を1部提出してください。

<提出書類> 提出先：建築指導課

※ 事業区域の面積によって異なります。

- ①太陽光発電事業設備設置協議申請書(様式第6号)
- ②太陽光発電事業周辺関係者周知結果報告書(様式第3号)
- ③事業区域に抑制区域を含む場合の理由書(様式第7号) **※抑制区域を含む場合のみ**
- ④暴力団、暴力団員及び関係者でないことを証する書面(様式第32号)
- ⑤土地登記事項証明書(写し可)
- ⑥地籍図(公図)の写し
- ⑦現況写真
- ⑧その他市長が認める書類

事業区域面積が1,000㎡以上の場合は下記書類を追加してください。

- ⑨求積図
- ⑩現況図
- ⑪土地利用計画平面図
- ⑫造成計画平面図及び断面図
- ⑬排水計画平面図及び断面図
- ⑭排水施設構造図
- ⑮流末水路構造図
- ⑯崖断面図
- ⑰擁壁構造図、構造計算書
- ⑱再生可能エネルギー発電設備の構造図及び配線図
- ⑲発電設備の構造図、構造計算書

事業区域面積が3,000㎡以上の場合は下記書類を追加してください。

- ⑳調整池、沈砂池検討書

事業区域面積が1ha以上の場合は下記書類を追加してください。

- ㉑太陽光発電事業環境影響調査報告書(様式第5号)

協定締結 (No. 1、2、3に該当する場合)

協議において決めた事項を踏まえて協定を締結します。

※ 協定書締結前に着工することはできません。協定締結後に着工してください。

着工届 (No. 1、2、3に該当する場合)

着工する前に着工届を 1部提出してください。

<提出書類> 提出先：建築指導課

- ①太陽光発電事業工事着工届 (様式第10号)

事業計画の変更 (No. 1、2、3に該当する場合)

協定書締結後に事業計画の届出事項を変更する場合は、変更協議が必要になります。

速やかに下記の提出書類を 1部提出してください。

<提出書類> 提出先：建築指導課

- ①太陽光発電事業変更協議申請書 (様式第11号)

工事の完了 (No. 1、2、3に該当する場合)

協定書締結した太陽光発電事業に係る太陽光発電設備の設置工事が完了したときは、完了届出を提出してください。

工事完了後速やかに下記の提出書類を 1部提出してください。

<提出書類> 提出先：建築指導課

- ①太陽光発電事業工事完了届 (様式第15号)

設置後の対応(全事業者が対象)

維持管理

事業者は、事業計画などに基づいて事業を終了するまで災害予防に努めるとともに、周辺的生活環境などに影響を及ぼさないよう事業区域内や設備の定期巡回や保守点検などを行ってください。

事業終了

太陽光発電事業を終了しようとするときは、事業計画に定める終了に伴う措置及び市が別に定める措置を講じてください。

太陽光発電事業を終了する日の30日前までに下記の書類を 1部提出してください。

<提出書類> 提出先：環境課

- ①太陽光発電事業終了届 (様式第19号)
- ②事業区域の所在地を示す図面
- ③事業計画策定ガイドライン (太陽光発電) の事業終了後の撤去、処分の実施に関する事項の履行状況 (予定を含む。) を記載して書面

太陽光発電設備の撤去

太陽光発電設備が適切に撤去されたかを確認します。

太陽光発電設備の撤去を完了した日から起算して 30 日以内に下記の書類を 1 部提出してください。

<提出書類> 提出先：環境課

- ①太陽光発電事業設備撤去完了届（様式第 20 号）
 - ②現況写真
 - ③産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（事業者が産業廃棄物の処理を委託した場合）
- ※ リユースをするものを除く。

完了確認

太陽光発電事業設備撤去完了届の提出後、太陽光発電事業における関係者の立会いのもと完了確認を行います。

様式のダウンロード方法

- 当該条例に関する各種書類は可見市のホームページからダウンロードができます。
ダウンロードの方法については、下記 QR コードまたは P10 ページを参照してください。



（QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

QR コードを読み取ると「太陽光発電設備の設置等に関する様式」に移動しますので、ワードまたは PDF の様式を使用してください。

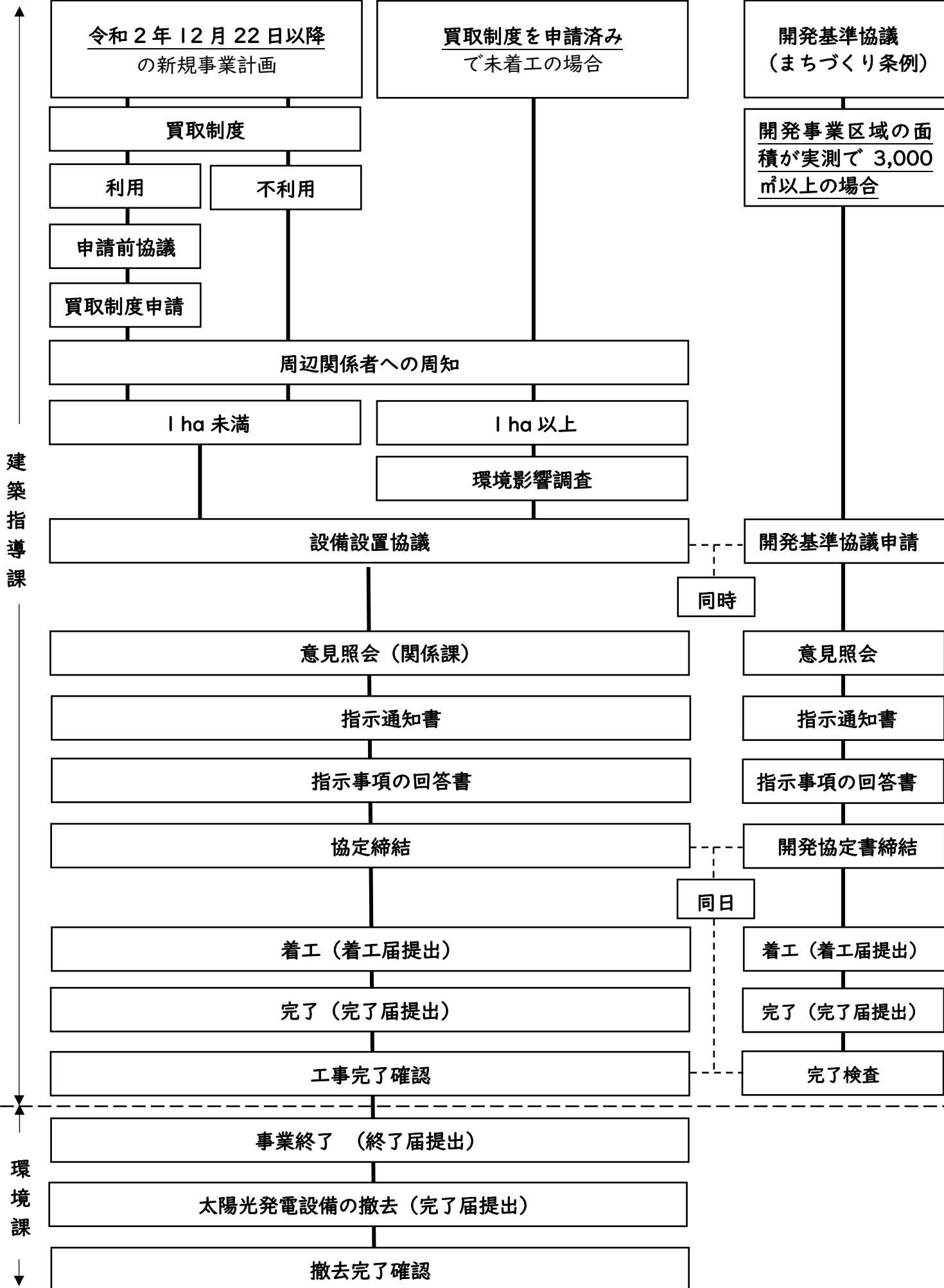
〒509-0292 可見市広見一丁目1番地 可見市役所

電話 0574-62-1111（代表）

協議や設置に関すること 建設部 建築指導課 土地利用係 kentikusido@city.kani.lg.jp

維持管理や撤去に関すること 市民部 環境課 環境保全係 kankyo@city.kani.lg.jp

手続の流れ（事業の状況ごとに分類）



事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）の遵守について

再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）及び再エネ特措法施行規則（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則）に基づき、事業者は下記の事項について遵守しなければならないと規定されています。

①適切な土地の選択

防災、環境保全、景観保全の観点から、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地内、急傾斜地崩壊危険区域内および希少野生動植物の生息地などについて、十分に考慮して土地の選択をしてください。

②地域との関係構築

事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めてください。

③適切な土地開発の設計

防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の設計を行うよう努めてください。

④適切な土地開発の施工

防災、環境保全、景観保全を考慮し、周辺地域の安全を損なわないよう施工してください。

⑤周辺環境への配慮

発電施設の稼働音、電磁波、反射光などが、地域住民や周辺環境に影響を与えないように努めてください。また、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているか随時確認してください。

⑥標識の掲示

発電施設の外部から見えやすい場所に、設備名称、所在地、発電能力、発電事業者名およびその住所、保守点検責任者名、連絡先などを記載した標識を掲示してください。

⑦構内への立入防止措置

容易に構内に立ち入るおそれがないよう、フェンスの設置等の措置を講じてください。

⑧非常時の対応

発電設備の異常又は破損等（土砂の敷地外への流出など）により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、可見市及び地域住民へ速やかに連絡するとともに、被害が拡大しないよう措置してください。

⑨事業終了時の適正な撤去・廃棄

事業が終了した際には、そのまま放置せず、速やかな撤去と適正な処理を行ってください。

※事業計画策定ガイドラインとは

資源エネルギー庁によって制定されたもので、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき、事業計画の認定の申請を行う太陽光発電事業者、及び認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する太陽光発電事業者に適用されるものです。

事業計画に基づく事業実施中の保守点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施の遵守を求め、違反時には改善命令や認定取消しを行うことが可能とされています。

※再エネ特措法第12条（指導・助言）、第13条（改善命令）、第15条（認定の取消し）

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）についてのお問い合わせ先

中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 TEL052-951-2775

太陽光発電施設の設置にかかる法令等について

関連する法令等	手続きが必要となる要件	問い合わせ先
農地法（農地転用許可申請）	農地を農地以外のものにする場合	【市】 農業委員会事務局 TEL0574-62-1111
農業振興地域の整備に関する法律（農用地区域除外申出）	農地を農用地区域から除外する場合	【市】 産業振興課 TEL0574-62-1111
森林法 （林地開発許可申請）	地域森林計画の対象となっている私有林で面積が5,000㎡を超える場合	【県】 可茂農林事務所 林業課 TEL0574-25-3111
森林法 （伐採及び伐採後の造林の届出）	地域森林計画の対象となっている私有林で面積が1ha以下の場合	【市】 産業振興課 TEL0574-62-1111
自然公園法 （行為許可申請）	第2種特別地域、第3種特別地域で土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合	【県】 可茂県事務所 環境課 TEL0574-25-3111
土壤汚染対策法 （土地の形質変更に係る届出）	土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000㎡以上の場合	
文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出）	埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合	【市】 文化財課 TEL0574-62-1111
電気事業法（出力 50kw以上） （保安規定の届出、主任技術者の選任及び届出）	業務を管理する者の職務及び組織に関する事、従事者に対する保安教育に関する事、点検及び検査に関する事などを記載した保安規定を定め、発電施設の使用の開始前までに経済産業大臣に届出	【国】 中部近畿産業保安監督部電力安全課 TEL052-951-2817
砂防法 （砂防指定地内における制限行為及び砂防設備占用の許可申請）	・立木若しくは竹の伐採 ・切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為 など	【県】 可茂土木事務所 河川砂防課 TEL0574-25-3111
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為許可申請）	・のり切、切土、掘削、盛土 ・立木竹の伐採 ・土砂の採取又は集積 など	
建築基準法 （建築確認申請）	建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要	【市】 建築指導課 TEL0574-62-1111
可児市景観条例 （景観計画区域内の行為の届出）	土地の区画形質の変更が3,000㎡以上の場合	【市】 都市計画課 TEL0574-62-1111

各種様式について



1. 可見市ホームページにアクセスしてください。
2. 「お役たちリンク」(トップページ中段)の「申請書・電子申請」を選択してください。

情報を探す

お役立ちリンク	目的から探す
 休日・夜間の急病	 妊娠・出産・育児
 ゴミの分け方・出し方	 入園・入学
 バス路線・時刻表	 結婚・離婚
 施設検索・予約・地図情報	 引越し・住まい
 イベントカレンダー	 就職・退職
 申請書・電子申請	 高齢者・介護
 AIチャットボット	 障がい者支援
 よくある質問	 おくやみ
 市民課窓口混雑情報	 各種証明
	 年金・保険・税金
	 相談窓口
	 手当・助成

3. 「開発」を選択してください。

申請書 (様式ダウンロード)

- 住民票・印鑑証明・戸籍
- 税金
- 自治会活動・市民活動支援
- 水道・下水道
- 都市計画・景観・屋外広告物
- 道路・河川・水路
- 公園・緑地
- 区画整理
- **開発**
- 建築









4. 「太陽光発電設備の設置等に関する様式」を選択してください。

ダウンロード一覧









- 太陽光発電設備の設置等に関する様式
- 開発許可申請後に使用する様式(PDF版)
- 開発許可申請後に使用する様式(word版)
- 開発許可申請時に使用する様式(PDF版)
- 開発許可申請時に使用する様式 (word版)
- 土地利用協議申請時の様式
- 開発基準協議申請時に使用する様式
- 開発基準協議申請後に使用する様式

5. ワードまたは PDF の様式を選択して使用してください。

ワード様式

-  様式第 1 号 太陽光発電事業申請前協議申請書(doc 44KB)
-  様式第 3 号 太陽光発電事業周辺関係者周知結果報告書(doc 73KB)
-  様式第 4 号 太陽光発電事業環境影響調査計画書(doc 44KB)
-  様式第 5 号 太陽光発電事業環境影響調査報告書(doc 69KB)
-  様式第 6 号 太陽光発電事業設備設置協議申請書(doc 125KB)
-  様式第 7 号 事業区域に抑制区域を含む場合の理由書(doc 42KB)
-  様式第 9 号 太陽光発電事業設備設置協議の指示に対する回答書(doc 39KB)
-  様式第10号 太陽光発電事業工事着工届(doc 41KB)

PDF様式

-  様式第 1 号 太陽光発電事業申請前協議申請書(pdf 65KB)
-  様式第 3 号 太陽光発電事業周辺関係者周知結果報告書(pdf 124KB)
-  様式第 4 号 太陽光発電事業環境影響調査計画書(pdf 73KB)
-  様式第 5 号 太陽光発電事業環境影響調査報告書(pdf 169KB)
-  様式第 6 号 太陽光発電事業設備設置協議申請書(pdf 209KB)
-  様式第 7 号 事業区域に抑制区域を含む場合の理由書(pdf 77KB)
-  様式第 9 号 太陽光発電事業設備設置協議の指示に対する回答書(pdf 49KB)
-  様式第10号 太陽光発電事業工事着工届(pdf 49KB)